

賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業補助金(以下「補助金」という。)は、河川空間のオープン化を推進することで、河川の賑わいを創出し地域の活性化を図るとともに、川とのふれあいや河川美化活動を通して、「かわを愛し、親しむ心」を育み、皆から愛され魅力あふれるふるさとの川づくりを推進する市町村の事業を補助することを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号)のほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、福岡県内の全ての市町村とする。

(交付対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)の区分、補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(事業計画の作成等)

第5条 補助事業を実施しようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を記載した賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業計画(以下「事業計画」という。)を作成しなければならない。

- 一 計画の名称
- 二 計画の目標
- 三 計画の期間
- 四 計画の目標を達成するために必要な補助事業
- 五 河川管理者が河川敷地占用許可準則第22の都市・地域再生等利用区域を指定した場合は、施設及び占用主体、指定範囲、指定年月日
- 六 計画の期間における補助事業の全体事業費
- 七 補助金の交付の申請額
- 八 補助事業の執行状況に関する事項
- 九 補助事業により新設される施設の管理に関する事項
- 十 その他必要な事項

2 事業計画は、市町村の河川部局及び観光部局の協力により作成し、あらかじめ河川管理者、市町村等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域

の合意を図るものとする。

- 3 市町村は、補助事業の実施に当たっては、防護柵の設置その他の安全対策を行い、河川法（昭和39年法律第167号）その他の法令等を遵守しなければならない。
- 4 市町村は、補助事業により新設される施設及び河川区域の管理に関し、河川管理者と協定を結ばなければならない。

（補助金の交付の申請）

第6条 市町村は、補助事業の着手前に、交付申請書（様式第1号）により補助金の交付の申請を知事に行うものとする。

- 2 補助金の交付の申請期間は、当該年度の4月1日から6月30日までとする。ただし、知事は、予算の執行状況により、再度申請期間を8月1日から10月31日まで設けることができる。

（補助事業の変更の申請）

第7条 市町村は、補助事業を変更しようとするときは、あらかじめ交付変更申請書（様式第2号）により補助事業の変更の申請を知事に行うものとする。

（補助事業の中止又は廃止の申請）

第8条 市町村は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）申請書（様式第3号）により補助事業の中止又は廃止の申請を知事に行うものとする。

（事業遅滞の届出）

第9条 市町村は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに遅延届出書（様式第4号）により補助事業の遅延について知事に届け出を行い、その指示を受けなければならない。

（交付決定の通知等）

第10条 知事は、第6条第1項、第7条又は第8条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第5号）、変更決定通知書（様式第6号）又は中止決定通知書（様式第7号）により補助金の交付決定、補助事業の変更決定又は補助事業の中止（廃止）決定（以下「補助金の交付決定等」という。）を市町村に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、補助事業に関する事項の修正を指示し、又は条件を付して、補助金の交付決定等を行うことができる。

（状況報告）

第11条 市町村は、補助事業に関する事項について、知事の要求があったときは、速や

かに知事に報告しなければならない。

(完了実績報告)

第12条 市町村は、補助事業を完了したときは、補助事業の完了の日から30日以内、又は補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書(様式第8号)により補助事業の完了を知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金の額の確定通知書(様式第9号)により補助金の額の確定を市町村に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払い)

第14条 市町村は、前条の規定による通知を受けたときは、その内容に従い、補助金請求書(様式第10号)により補助金を知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

3 補助金は原則、前項の補助金請求を受け、支払うものとするが、知事が特に必要と認めるときは、補助金交付決定額の一部を事業の進捗に応じて市町村長の請求(様式第11号)により概算払するものとする。

(補助金の経理)

第15条 市町村は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 市町村は、知事が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を知事に返還しなければならない。

- 一 補助事業と異なる事業に使用したとき。
- 二 虚偽の申請その他不正の手段等により補助金の支払いを受けたとき。
- 三 その他福岡県補助金等交付規則又はこの要綱に違反したとき。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度から令和7年度までの補助金について適用する。

別表（第4条関係）

補助事業の区分	補助対象経費	補助率
賑わい愛される ふるさとの川づ くり推進事業	<p>河川法の規定による指定区間内の一級河川及び二級河川において、水上デッキ、照明、公園、広場等の施設の新設に要する経費</p> <p>※ 平成11年8月5日付け建設省河政発第67号をもって定められた河川敷地占用許可準則の規定により河川法第24条の許可を行うことのできる施設に限る。</p>	<p>国庫補助事業を活用する場合 →市町村負担の1/2又は全体事業費の30%のうち、いずれか補助金の額の小さい率</p> <p>国庫補助事業を活用しない場合 →全体事業費の30%</p>

備考 補助金の交付の申請が複数行われ、その申請の額の合計が予算の範囲を超えるときは、各々の申請の額を基に按分し、予算の範囲内で補助金の交付決定等を行う。
算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。